

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款D）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第16条（変更なし） 表1 乙の事業の範囲 <u>許可を全都道府県に拡大し、川崎市を追加</u> 表2 積替え保管 <u>③神奈川県川崎市川崎区扇町5番11を追加</u> 表3 運搬の最終目的地たる処分事業場 三友プラントサービス株式会社 代表取締役 <u>小松 源</u> 早来工営株式会社 住所 <u>北海道勇払郡安平町早来新 20-1</u> (2024年4月1日)	第1条～第16条（省略） 表1 (省略) 表2 (省略) 表3（省略） (2022年3月16日)
第1条～第16条（変更なし） 表1 乙の事業の範囲 <u>収集運搬〔産廃〕横浜市を追加</u> 表2 積替え保管 <u>④神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目5番6を追加</u> 表3 運搬の最終目的地たる処分事業場 <u>CNW事業部を追加</u> (2024年5月1日)	第1条～第16条（省略） 表1 (省略) 表2 (省略) 表3（省略） (2024年4月1日)
第1条～第16条、表1、表2（変更なし） 表3 運搬の最終目的地たる処分事業場 <u>早来工営株式会社 早来支店を削除</u> (2024年7月17日)	第1条～第16条、表1、表2（省略） 表3（省略） (2024年5月1日)
第1条～第2条（変更なし）	

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款D）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第3条 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「<u>廃棄物データシート</u>」（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）</u>」（令和7年12月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。 記 ⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑧腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ⑤混合等により生ずる支障 ④日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑩石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑥水銀使用製品産廃の有無 ⑦水銀含有ばいじん等の有無 ⑨<u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合</u> ③<u>その他取扱いの注意事項</u> 第3条2項（変更なし） 第3条 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）</u>」（令和7年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。 第3条4項～第16条、表1～表3（変更なし）	第3条 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「<u>廃棄物データシート</u>」（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）</u>」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。 記 ⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑧腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ⑤混合等により生ずる支障 ④日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑩石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑥水銀使用製品産廃の有無 ⑦水銀含有ばいじん等の有無 ⑨<u>その他取扱いの注意事項</u> 第3条2項（省略） 第3条 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）</u>」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。 第3条4項～第16条、表1～表3（省略）
---	--

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（約款D）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

(2026 年 1 月 5 日)	(2024 年 7 月 17 日)
------------------	-------------------